

北海道開発局と北海道国際流通機構の連携・協力による 北海道産品の輸出促進に関する協定書

国土交通省北海道開発局（以下「甲」という。）と一般社団法人北海道国際流通機構（以下「乙」という。）は、北海道産品の輸出促進に向けた連携を強化するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 北海道開発局と北海道国際流通機構の連携・協力による北海道産品の輸出促進に関する協定（以下「本協定」という。）は、甲が有する北海道の農水産品の物流基盤に関する知見及び乙が有する北海道から海外への輸出業務に関する知見を活かし、甲及び乙が緊密かつ組織的な連携・協力体制を構築し、もって北海道産品の輸出促進による経済振興を図ることを目的とする。

（連携・協力して実施する取組）

第2条 甲及び乙は、次の事項について連携し、及び協力して実施する。

- 一 開発事業に係る輸出促進を通じた観光振興及び地域振興に関する取組
- 二 北海道内の地方公共団体に対する北海道産品の輸出支援に関する取組
- 三 前二号に係る広報及び啓発に関する取組
- 四 その他北海道産品の輸出促進に向けて甲及び乙が連携し、及び協力することができる取組

（外部公表）

第3条 甲及び乙は、前条各号に掲げる取組の実施に当たり、知り得た情報を外部に公表しようとするときは、事前に相手方の同意を得るものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも本協定の改廃等に関する申出がない場合は、本協定書を同一の内容で1年間更新するものとし、その後の期間満了時においても同様とする。

（事務局）

第5条 本協定に関する事務は、北海道開発局港湾空港部及び北海道国際流通機構輸出部が行う。

（その他）

第6条 第2条各号に掲げる取組の実施に当たり、連携及び協力に必要な細目その他の事項について取決めが必要となる場合は、甲及び乙が協議して細目協定書を締結することとする。

2 甲及び乙は、本協定書に定めのない事項及び本協定書の各条項の解釈に疑義が生じた場合については、誠実に協議の上、対処するものとする。

上記を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、各々1通を保管する。

平成29年6月16日

国土交通省北海道開発局
局長（甲）

一般社団法人北海道国際流通機構
代表理事（乙）

今 日出人

